

●踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

<日切れ扱い、予算関連法律案>

(踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与)

- 踏切道の改良を引き続き強力に促進するため、改良すべき踏切道を国土交通大臣が指定できる期間を平成23年度以降の5箇年間に延長
- 地域の実情に応じた踏切道の改良を促進するため、指定された踏切道の改良に関する手続等を見直し

【現行法による改良の流れ】

改良すべき踏切道を指定

[国土交通大臣]

指定期間は平成22年度末まで

【日切れ扱い】

改良計画の作成【義務】

①立体交差化計画

特定連続立体交差化工事に係る無利子貸付
平成23年度予算案:30百万円【予算関連】

②構造改良計画

③歩行者等立体横断施設整備計画

道路管理者と鉄道事業者が
協議して作成

→協議が成立しない場合には、
国土交通大臣による裁定

④保安設備整備計画

鉄道事業者が作成

保安設備計画の実施に要する費用の補助
平成23年度予算案:149百万円【予算関連】

改良計画に従い、
踏切道の改良を実施【義務】

報告徴収・勧告制度

【改正の主な内容】

指定期間の延長

踏切道の改良を引き続き強力に促進
するため、指定期間を平成23年度以降
の5箇年間に延長

地域の実情に応じた柔軟な改良の実施

改良計画の作成の任意化

指定を受けた踏切道について、地域
の実情に応じた柔軟な改良の実施を
促進する観点から、①から③の改良
計画の作成義務を廃止し、任意化

任意化に伴い、一方が計画作成の
協議に応じない場合にも裁定を適用

実施期間の特例措置

まちづくり事業との連携等により指定
期間において改良することができな
い場合に対応するため、
①から③の改良計画において実施
期間の特例措置を創設

改良の実施義務

改良計画を提出していない場合は、
指定期間において踏切道を改良【義務】

改良計画を提出している場合は、
改良計画に従い踏切道を改良【義務】